

～数値等は、速報値のため今後変わることがあります。～

平成24年 4月 3日 21時00分

扱い

配付を持って解禁

記者発表資料

発表先 石川県政記者クラブ

国土交通省 金沢河川国道事務所

石川県河川課

共同発表

平成24年4月3日 低気圧風浪被害について（第1報）

概要

○石川海岸

日本海で急速に発達している低気圧の影響により、金沢河川国道事務所は4月3日の19時00分に支部警戒体制を発令しておりましたが、21時00分には更に波高・風速が上昇したため、警戒体制に移行し、支部防災体制の強化を図っています。

21時00分現在、徳光海象観測所では10分間平均風速が18.5m/s、有義波高が6.48mを観測し、石川海岸水防警報発令基準に達したため、国土交通省と石川県は共同発表により、石川海岸水防警報第1号（待機・準備）を発令しました。

水防警報（待機・準備）は今後予想される水防活動に備え、水防団の所用の人員確保や水防資機材の点検整備等を行う必要がある旨を通知するもので、平成23年3月31日に石川海岸が水防警報海岸に指定されて以降、今回が初めての発令となります。

水防団活動状況

○ 白山市・能美市・小松市・加賀市各水防団：待機・準備を解除

（直轄海岸工事施行区域L=17.518kmについては災害応急対策業務に関する協定書に基づき協定業者2社が待機中）

問合せ先

国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

工務第一課長 万行 康文 (Tel 076-264-9915 海岸課直通)

石川県土木部河川課

担当課長 山崎 章 (076-225-1736)